

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 237 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正等を受けた監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」及び監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」の改正について

日本公認会計士協会では、2021年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正並びに2021年8月4日に公布された「公認会計士法施行規則」、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の改正を受けて、2021年8月19日付けで以下を公表しました。

- 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正
- 監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」の改正

〈公認会計士法改正の内容〉

- 監査報告書等（監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書）への自署、押印を求めている規定を署名のみに変更
- 監査報告書等（監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書）の交付を署名された書面に代えて、電磁的方法、すなわち電子化された監査報告書等によって行うことができるようにする

（適用時期）

監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」等は2021年9月1日から、監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」は2021年9月1日以後に提出する監査報告書から適用されます。